



広島県子育てスマイルマンション認定制度

広島県
令和6年5月

子育てスマイルマンション認定制度とは

子育てスマイルマンション認定制度は、マンションの住戸内、共用部などの仕様や子育て支援サービスの提供などの、ハード・ソフトに加え、立地環境においても、子育てのしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定する制度です。認定手数料は無料です。

認定を受けることのメリット

「広島県子育てスマイルマンション」として広島県の認定を受けることによって、次のようなメリットがあります。

メリット
1

認定マンションで他物件との差別化が可能！

購入希望者が他のマンションと比較検討する際の判断材料の一つとなります。

※他県類似認定マンションの購入者へのアンケートでは、約7割の方が「認定されていることが選択の決め手になった。」と回答しています。

メリット
2

認定マークの使用で広報効果・信頼度UP！

認定マンション販売時のチラシやインターネット広告に、認定マークを使用することができます。



メリット
3

広島県ホームページで認定物件をPR！

認定マンションは広島県のホームページ等に掲載し、県民への情報提供を行います。

メリット
4

県と金融機関の提携ローンを提案可能！

認定を受けることで、県と金融機関の提携ローンの利用対象となり、購入者の資金計画の選択肢が広がります。

メリット
5

総合設計制度の利用により容積率緩和が可能！

認定を受けることで、建築基準法に基づく総合設計制度において容積率の緩和を受けることが可能となる場合があります。※詳細は各特定行政庁にお問い合わせください。

対象となるマンション

「広島県子育てスマイルマンション」として認定されるためには、次の要件の全てに該当することが必要です。

条件 1

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価（第5条第1項に定める設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書）を原則、取得していること。

条件 2

その他法令等に違反していないこと。

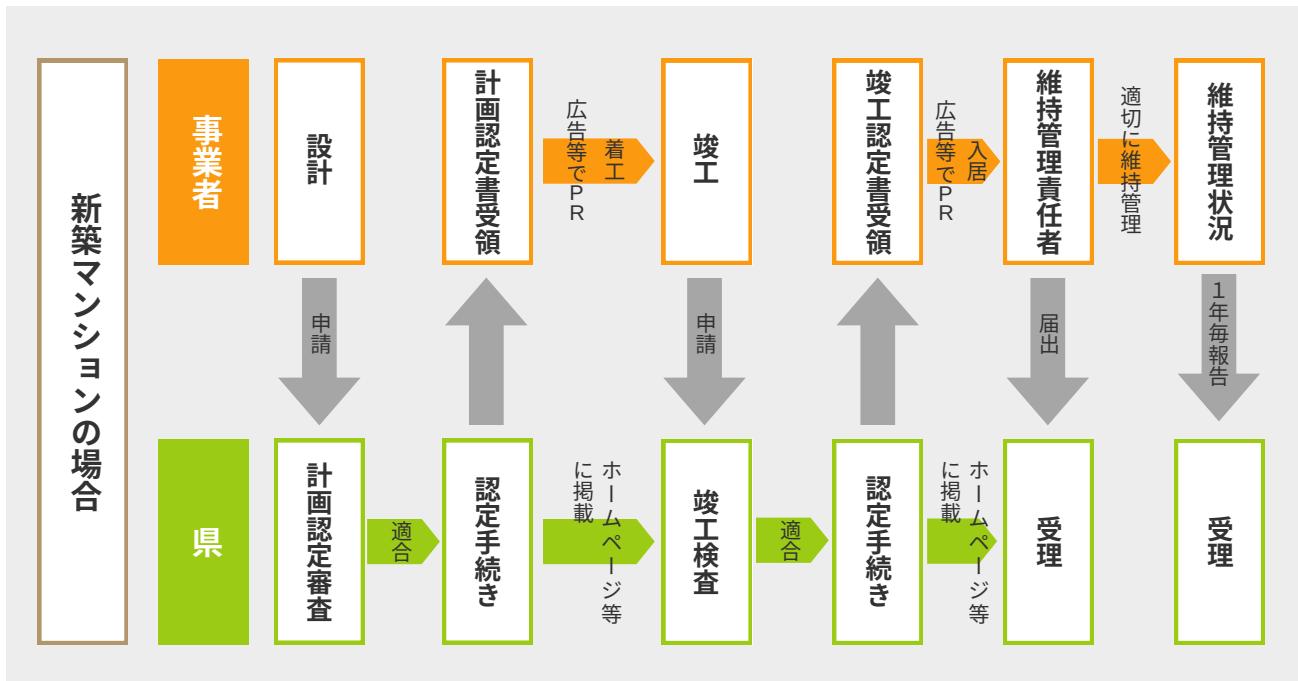
認定基準

「広島県子育てスマイルマンション」の認定基準の概要は次のとおりです。

項目	条件	主な基準
近所の子どもが 集まり遊べる 住まい環境	必須5項目	<ul style="list-style-type: none"> 床の段差がないなどのバリアフリー化 階段は転倒防止の配慮 転落防止の手すりの設置 床下の音漏れ防止の対策（軽量） 床下の音漏れ防止の対策（重量）
	選択16点以上 (/31点)	<ul style="list-style-type: none"> 浴室等の床面は滑りにくい仕上げ 柱の面取り加工などの危険防止の工夫 共用部分の防犯対策 キッズルームやプレイロットなどの設置 公園、緑地へのアクセスのしやすさ <p>など</p>
地域の人たちが 助けてくれる 住まい環境	必須1項目	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯向けの異なる間取りで構成
	選択6点以上 (/12点)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人との交流イベント、学習教室等の実施 共用部分の防犯対策（再掲） 小学校等へのアクセスのしやすさ 図書館等へのアクセスのしやすさ
親同士が 助け合い・ 交流ができる 住まい環境	必須1項目	<ul style="list-style-type: none"> 子供の成長に対応できる広さの確保
	選択6点以上 (/12点)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て交流イベントの開催 キッズルームなどの設置 子育て支援施設等へのアクセスのしやすさ 公園等へのアクセスのしやすさ
働きながら 子育てできる 住まい環境	選択11点以上 (/22点)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等への送迎、託児サービスなどの子育て支援サービスの提供 子ども用自転車もおける駐輪スペースの確保 乗り降りしやすい屋根を設けた車寄せの設置 共用部分の防犯対策（再掲） キッズルームなどの設置（再掲） 駅、バス停へのアクセスのしやすさ 保育所等へのアクセスのしやすさ 商業施設へのアクセスのしやすさ
	必須6項目	<ul style="list-style-type: none"> 床の段差がないなどのバリアフリー化（再掲） 階段は転倒防止の配慮（再掲） 転落防止の手すりの設置（再掲） 子どもの成長に対応できる広さの確保（再掲） 共用廊下には転落防止の手すり設置 共用階段には転落防止の手すり設置 エレベーターの設置
安心して 子育てできる 住まい環境	選択11点以上 (/22点)	<ul style="list-style-type: none"> 収納スペースの確保 対面キッチンなど家族を感じる間取りの工夫 <p>など</p>

主な認定手続き

申請提出時期は不問（着工後も可）



留意事項

1

認定期間は5年間です。認定後、定期的に維持管理状況をご報告いただきます。

2

認定に係る申請、届出や認定後の報告を怠った場合には、認定が取り消されます。

3

認定基準は予告なく変更する場合があります。適宜、最新の基準をご確認ください。

広島県は、
“子育てするならわがまちで！”
とみんなが誇れる広島県”
の実現を目指し、
取り組みを進めています。



広島県の子ども
元気いっぱい
キャラクター
「イクちゃん」

申請受付・問い合わせ先

広島県土木建築局住宅課 住宅企画グループ

所在地 広島市中区基町10-52 県庁北館5階

電話 082-513-4164 (ダイヤルイン)